

（仮称）日野市いじめ防止対策推進条例（素案）に関するパブリックコメント実施結果報告

「（仮称）日野市いじめ防止対策推進条例」の制定に向けて、パブリックコメントを実施いたしました。
その結果について、以下のとおり報告いたします。

1. 意見募集期間

令和7年11月17日（月）から令和7年12月16日（火）まで

2. 周知方法

市ホームページ、広報ひの、地域共創プラットフォーム

3. 素案の閲覧方法

- ・地域共創プラットフォーム、市ホームページ
- ・以下の施設にて閲覧

市内各図書館、市政図書室、七生支所、豊田駅連絡所、教育指導課

4. 意見提出方法

地域共創プラットフォームへの投稿、持参、郵送、FAX、電子メール

5. 意見受付件数

意見者数 1名、意見件数 3件

6. 所管部署

日野市教育部教育指導課

7. ご意見、市の考え方及び条例素案への反映方針

項目番号	素案該当項目 «条番号»	ご意見（原文）	市の考え方	条例素案への反映について
01	第8条	<p>現行の第8条1項の後に、以下の項目を追記することを提案します。</p> <p>第8条（保護者の責務）</p> <p>1. 保護者は、いじめは子供の教育について第一義的責任を有するものであり、いじめが子供の生命、心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を及ぼし、人権侵害にあたるものと認識し、その保護する子供がいじめを行うことのないよう、当該子供に対し、規範意識を養うために必要な指導を行うよう努めるものとする。</p> <p>1の2 保護者は、その保護する子供がいじめを行ったと認められた場合においては、当該いじめの重大性を認識し、被害を受けた子供への配慮及び保護者への誠実な対応に努めるとともに、市、教育委員会及び学校が行う当該子供に対する指導、並びにいじめの再発防止及び被害を受けた子供への支援に関する措置に協力するものとする。</p> <p>2. 保護者は、その保護する子供がいじめを受けた場合には、適切に当該子供をいじめから保護するものとする。</p> <p>3. 保護者は、いじめの防止等のため、市、教育委員会及び学校と連携し、市、教育委員会及び学校が講ずるいじめの防止等のための措置に協力するよう努め</p>	<p>ご意見誠にありがとうございます。</p> <p>市の考え方では、以下の点で纏めました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ご提案をいただいた部分について、条例では、いじめは、子供の心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、子供の生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものとし、いじめの防止について触れております。 ■そのことは、 (保護者の責務) <p>条例第8条第1項</p> <p>保護者は、保護する子供がいじめを行うことのないよう、当該子供に対し、規範意識を養うために必要な指導を行うよう努めること。</p> <p>としていることから、家庭における指導の大切さを求めているものになります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■また、いじめを受けた子供、いじめを行った子供に対しては、 (基本理念) <p>条例第3条第3項</p>	<p>条例素案の変更は行いません。</p> <p>なお、逐条解説の（定義）第2条第2号及び（保護者の責務）第8条の逐条解説にそれぞれ必要な事項を追記し対応。</p>

	<p>ものとする。</p> <p>追記する理由</p> <p>いじめ問題の解決と再発防止には、いじめを行った子供に対する適切な指導と、その保護者の積極的な関与と協力が不可欠です。現在の第8条は、いじめの未然防止に関する保護者の責務（第1項）や、いじめ被害を受けた子供の保護（第2項）、市等への一般的な協力義務（第3項）を定めていますが、「いじめを行った子供の保護者」が、いじめ発生後に具体的にどのような責任を負い、どのように行動すべきかについて、明確な規定がありません。</p> <p>この条項を追記することにより、以下の点が明確化され、いじめ対策のさらなる強化に繋がります。</p> <ul style="list-style-type: none"> • いじめ事案発生後の保護者の責務の明確化: いじめを行った子供の保護者に対し、いじめの重大性を認識し、被害児童への配慮と、その保護者への誠実な対応を求めて、事案発生後の責任と行動指針を明確にします。 • 事案解決と再発防止の促進: 保護者が、市、教育委員会及び学校（以下「市等」という。）が行う指導や支援に関する措置に積極的に協力することで、いじめを行った子供自身の行動改善を促し、いじめの再発防止に繋がります。保護者の協力は、子供への指導が実効性を伴うために不可欠です。 • 被害児童とその保護者の安心の確保: いじめ 	<p>いじめを受けたすべての子供及びその保護者に対して必要な支援が行われること。</p> <p>■ 同条第4項 いじめを行った子供が自律した個人として成長できるよう必要な措置を講じること。</p> <p>■ （保護者の責務） 第8条第2項 保護者は、その保護する子供がいじめを受けた場合には、適切に当該子供をいじめから保護すること。</p> <p>としており、いじめを受けた子供、いじめを行った子供に対する必要な支援や措置について触れているものになります。</p> <p>■ 次に 「措置への協力」についてです。 (保護者の責務) 第8条第3項 保護者は、いじめの防止等のための措置に協力することを努めること。 としており、保護者の協力を前提としています。</p> <p>■ 以上が条例上で謳っている部分となります。</p>	
--	--	--	--

		<p>を行った側の保護者が誠実に対応する姿勢を示すことは、被害を受けた子供とその保護者の心理的負担を軽減し、回復への道のりを支援するために極めて重要です。この規定は、被害者支援の観点からも、より丁寧な対応を促します。</p> <ul style="list-style-type: none"> 保護者の主体的な関与の促進: いじめ問題は、学校だけの問題ではなく、家庭も一体となって解決に取り組むべきであるという認識を強化します。本条項は、いじめを行った子供の保護者に対し、問題解決への主体的な関与を促し、責任ある行動を求めるものです。 <p>上記の理由から、この追記はいじめ問題への包括的かつ実効的な対応を推進するために不可欠であると考えます。</p>	<p>■一方で、「いじめを受けた子供及び保護者への誠実な対応」や「指導・再発防止」といったいじめの解決に不可欠な対応については、逐条解説の（定義）第2条第2号及び（保護者の責務）第8条の逐条解説にそれぞれ必要な事項を追記させていただきました。</p> <p>以上の対応にて、保護者の責務に関する記述としては必要十分な内容になっているものと解釈しています。</p> <p>※なお、市の考え方については、「日野市いじめ防止対策推進条例策定検討委員会」にもお諮りし、同意をいただいたおり、以上の検討経緯から、条例（案）の通りとする。</p>	
02	第3条	<p>いじめを受けた子供に対する支援の具体化と強化</p> <p>提案の概要:</p> <p>現在の第3条3項では「必要な支援が行われることを旨として行われなければならない」とありますが、その具体的な内容や、心のケア、学習の保障、安全確保、長期的なフォローアップの重要性について、より詳細に規定することで、実効性のある支援体制の構築を目指します。</p> <p>追記項目:</p>	<p>ご意見誠にありがとうございます。</p> <p>市の考え方では、以下の点で纏めました。</p> <p>■ご提案いただいた、支援内容の具体化（心理的ケア、学習支援、安全確保、長期フォローアップなど）は、いじめを受けた子供の心身の安全と早期回復と解釈しております。</p> <p>■これらは</p>	<p>条例素案の変更は行いません。</p> <p>なお、必要な事項は、日野市いじめ防止基本方針に記載し対応。</p>

	<p>第3条3項の後に、以下の項を追記することを提案します。</p> <p>第3条3項の2 いじめを受けた子供に対する支援は、その子供の生命及び心身の安全を最優先とし、以下の措置を通じて行われるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 専門家による心理的ケア及び心の健康の維持・回復のための継続的な支援 (2) 学習機会の確保及び学業の遅れに対する補習等の学業支援 (3) いじめの再発を防止するための安全の確保及び生活環境の調整 (4) 子供の意思及び状況に応じた学校生活への再適応支援 (5) 相談窓口の周知徹底及び長期にわたる状況把握とフォローアップ <p>追記する理由:</p> <p>いじめを受けた子供が被る心身の苦痛は甚大であり、その回復には多角的かつ継続的な支援が不可欠です。現在の条例では「必要な支援」とのみされており、具体的な支援内容が不明瞭であるため、現場での対応に差が生じる可能性があります。</p> <p>この追記により、以下の点が明確化され、支援が強化されます。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 支援内容の具体化: 心理的ケア、学習支援、安全確保といった具体的な支援内容を明記することで、学校、市、教育委員会が実施すべき支 	<p>条例 基本理念第3条第1項及び第3項を実現するために必要な措置であると認識しています。</p> <p>■一方で、条例第3条は基本的な理念を定めるものであり、具体な考え方の方向性などについては、(日野市いじめ防止基本方針) 条例第12条において、いじめの防止等のための対策の基本的な方向及び内容に関する事項を定めることとし、具体的な対策の内容については、日野市いじめ防止基本方針に定めることと整理をさせていただいております。</p> <p>■ご提案いただいた内容はいずれもいじめの防止等のための対策の内容に該当するものになりますので、日野市いじめ防止基本方針に盛り込み、しっかりと対応してまいります。</p> <p>※なお、市の考え方については、「日野市いじめ防止対策推進条例策定検討委員会」にもお諮りし、同意をいただいており、以上の検討経緯から、条例（案）の通りとする。</p>	
--	---	--	--

		<p>援の方向性が明確になります。これにより、支援の質の向上が期待できます。</p> <ul style="list-style-type: none"> 専門機関との連携強化: 心理的ケアや再適応支援には、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、児童相談所等の専門機関との連携が不可欠です。この条項を設けることで、より専門的な視点からの支援が促進されます。 長期的な視点の導入: いじめによる心の傷はすぐに癒えるものではありません。長期的なフォローアップの明記により、支援が一時的なもので終わらず、子供が完全に回復し、安心して学校生活や社会生活を送れるようになるまで伴走する体制の構築を促します。 子供の意思の尊重: 支援が子供の意思と状況に沿って行われることを明記することで、子供が主体的に支援を受け入れ、回復に向かうプロセスを尊重する姿勢を示します。 		
03	第3条	<p>いじめを行った子供に対する指導の具体化と強化</p> <p>提案の概要:</p> <p>現在の第3条4項では「必要な措置を講ずることを旨として行われなければならない」とありますが、いじめを行った子供が自己の行為を深く反省し、他者の痛みを理解し、自律した個人として成長するための具体的な指導内容や、保護者・専門家との連携の重要性について詳細に規定することで、効果的な指導体制の</p>	<p>ご意見誠にありがとうございます。</p> <p>市の考え方では、以下の内容で纏めました。</p> <p>■ご提案いただいた、指導を単なる懲罰に留めず、教育的観点から行うこと。また共感性の育成、行動背景の把握と必要な措置、並びに保護者との協力体制の構築を求めるについて、重要であると認識しています。</p>	<p>条例素案の変更は行いません。</p> <p>なお、必要な事項は、日野市いじめ防止基本方針に記載し対応。</p>

	<p>構築を目指します。</p> <p>追記項目:</p> <p>第3条4項の後に、以下の項を追記することを提案します。</p> <p>第3条4項の2 いじめを行った子供に対する指導は、単なる懲罰に留まらず、その子供の健全な成長を促すための教育的観点から、以下の措置を通じて行われるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 自己の行為の重大性及び被害を受けた子供に与えた心身の影響を深く理解させるための継続的な教育及びカウンセリング (2) 他者の人権を尊重し、共感性を育むための具体的な指導 (3) いじめの行動背景にある要因（家庭環境、学力不振、友人関係等）を把握し、必要な場合は関係機関と連携した専門的支援 (4) 行動変容の状況に応じた段階的かつ継続的な関与及び支援 (5) 保護者に対し、子供の指導及びいじめの再発防止に向けた協力体制の構築を求めるこ <p>追記する理由:</p> <p>いじめを行った子供への指導は、被害者支援と同様に極めて重要です。単なる一時的な懲罰では、いじめの根本的な解決や再発防止には繋がりません。いじめ行為の背景には様々な要因が潜んでいることが多く、それらを丁寧に紐解き、子供の成長を促す指導が必要で</p>	<p>■またこのことは、項番2と同様に（いじめ防止基本方針）条例第12条において、いじめの防止等のための対策の基本的な方向及び具体的な内容に関する事項については、日野市いじめ防止基本方針に盛り込むことにより、しっかりと対応してまいります。</p> <p>※なお、市の考え方については、「日野市いじめ防止対策推進条例策定検討委員会」にもお諮りし、同意をいただいたおり、以上の検討経緯から、条例（案）の通りとする。</p>	
--	--	---	--

	<p>す。</p> <p>この追記により、以下の点が明確化され、指導が強化されます。</p> <ul style="list-style-type: none">• 指導内容の具体化: 自己の行為の反省、他者への共感性育成、行動背景の把握と支援といった具体的な指導内容を明記することで、学校、市、教育委員会が実施すべき指導の方向性が明確になります。• 教育的観点の強調: 指導が懲罰だけでなく、子供の成長を促す教育的観点から行われることを明確にすることで、いじめを行った子供が問題行動から学び、健全な社会生活を送るためのサポートが期待できます。• 専門機関との連携促進: 行動背景の把握や心理的支援には、教育相談、医療、福祉等の専門機関との連携が不可欠です。この条項を設けることで、より深い専門性を持った指導が促進されます。• 保護者の役割の明確化: 保護者への協力を明確に求めることで、家庭と学校が一体となった指導体制が強化され、指導の実効性が向上します。	
--	--	--